

各労働基準協会会長 殿

埼玉労働局雇用環境・均等室長



改正女性活躍推進法等の周知協力方依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年5月29日に可決・成立し、同年6月5日に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置が講じられることとなりました（別添参照）。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」等の改正により、令和3年1月1日から育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになります。

つきましては、下記のとおり関係資料をお送りいたしますので、周知方御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 改正女性活躍推進法が施行されます！（リーフレット）
- 2 2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！（リーフレット）
- 3 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！（チラシ）

…各20部

(お問い合わせ)

埼玉労働局雇用環境・均等室 指導班

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2

ランド・アクシス・タワー 16階

TEL 048-600-6210

FAX 048-600-6230